



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年9月24日水曜日 第1494号

### ◇ 目次 ◇

建設業者の許可の取消し.....	985
道路の供用開始（県道多喜浜泉川線）.....	985
道路の区域変更（県道弓削島循環線）.....	986
道路の供用開始（ " ）.....	986
道路の区域変更（県道松山北条線）.....	986
道路の供用開始（ " ）.....	986
道路の区域変更（県道落合久万線）.....	987

道路の供用開始（ " ）.....	987
道路の区域変更（県道八幡浜宇和線）.....	987
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	987
道路の供用開始（ " ）.....	988
道路の区域変更（県道節安下鍵山線）.....	988

### 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数の告示.....	988
--------------------------------	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第1850号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成15年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-13)第4533号	平成14年3月8日	(有)中村電気設備商会	中村 好子	伊予市中村甲135-1	平成15年7月28日	電気工事業	建設業の廃止
(般-13)第12567号	平成14年3月4日	共栄産業(株)	森田昭一郎	伊予郡松前町大字北川原字塩屋西1280-1	平成15年7月31日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般-12)第13295号	平成13年2月7日	黒川組	黒川 智弘	西条市氷見丁4	平成15年8月1日	土木工事業	建設業の廃止
(般-10)第14069号	平成10年8月4日	(有)平和エンジニアリング	金子 尚夫	西条市飯岡2565-25	平成15年8月1日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般-14)第13833号	平成14年9月29日	(株)井上組	井上 博文	大洲市徳森720-22	平成15年8月1日	土木工事業 石工事業	建設業の廃止
(般-12)第13026号	平成12年4月10日	工夢	門田 要	松山市高野町甲115-1	平成15年8月4日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-12)第8794号	平成12年6月18日	(有)青木建設	青木 直	南宇和郡一本松町増田5061	平成15年8月4日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止
(般-13)第4190号	平成13年9月25日	大山工業	鴨崎 巡	越智郡大西町大字九王甲2116-3	平成15年8月19日	管工事業 さく井工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-14)第15057号	平成14年7月3日	宇都宮住建(有)	宇都宮光雄	松山市森松町570-1	平成15年8月20日	建築工事業	建設業の廃止
(般-13)第14739号	平成13年5月29日	(有)楠工業所	稲垣 利弘	松山市被川1-1-29	平成15年8月21日	鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般-14)第11644号	平成14年8月1日	(有)越智水道工業所	越智 政博	今治市高部甲821-21	平成15年8月25日	消防施設工事業	建設業の廃止
(特-12)第7183号	平成12年6月27日	西日本建設(株)	長井悠芳子	今治市枝堀町1-2-22	平成15年8月29日	土木工事業 とび・土工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

### ○愛媛県告示第1851号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	多喜浜泉川線	新居浜市庄内町六丁目375番14から 同町六丁目376番11まで	平成15年9月24日

## ○愛媛県告示第1852号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	弓削島循環線	越智郡弓削町下弓削1031番から 同町下弓削1030番1まで	旧	メートル 0	キロメートル 0.000	
			新	11.5～34.6	0.062	

## ○愛媛県告示第1853号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	弓削島循環線	越智郡弓削町下弓削1031番から 同町下弓削1030番1まで	平成15年9月24日

## ○愛媛県告示第1854号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山北条線	松山市菅沢町乙428番13から 同町甲790番1まで	旧	メートル 7.8～10.4	キロメートル 0.030	
			新	8.5～27.0	0.030	
"	"	松山市菅沢町甲802番7	旧	5.0～6.7	0.031	
			新	8.6～11.7	0.031	
"	"	松山市菅沢町甲810番7から 同町乙360番11まで	旧	5.8～8.0	0.066	
			新	14.2～19.0	0.066	
"	"	松山市菅沢町乙360番11	旧	6.3～9.7	0.111	
			新	10.3～19.5	0.111	

## ○愛媛県告示第1855号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	松山市菅沢町乙428番13から 同町甲790番1まで	平成15年9月24日
"	"	松山市菅沢町甲810番7から 同町乙360番11まで	"
"	"	松山市菅沢町乙360番11	"

○愛媛県告示第1856号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万町大字菅生2番耕地310番3から 同町大字上野尻甲129番1地先まで	旧	メートル 6.5~32.8 12.0~30.7	キロメートル 0.097 0.092	
			新	12.0~18.3	0.092	

○愛媛県告示第1857号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万町大字菅生2番耕地310番3から 同町大字上野尻甲125番1地先まで	平成15年9月24日

○愛媛県告示第1858号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	八幡浜宇和線	八幡浜市若山2番耕地31番1地先から 同市若山1番耕地243番1地先まで	旧	メートル 6.5~10.3	キロメートル 0.536	
			新	10.5~16.0	0.533	

○愛媛県告示第1859号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町大字足成字松ノ谷981番2から 同字960番4まで	旧	メートル 5.0~10.0	キロメートル 0.160	
			新	5.0~10.0 24.0~56.0	0.160 0.050	

○愛媛県告示第1860号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町大字足成字松ノ谷981番2から 同字960番4まで	平成15年9月24日

○愛媛県告示第1861号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡日吉村大字父野川中87番地先から 同大字85番地先まで	旧	メートル 4.0~5.8	キロメートル 0.067	
			新	5.8~10.0	0.067	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成15年9月24日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,213,259
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,266
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 268,877

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数
松山市	379,576	126,526
今治市	95,222	31,741
宇和島市	49,843	16,615
八幡浜市	26,630	8,877
新居浜市	103,572	34,524
西条市	47,168	15,723
大洲市	30,764	10,255
川之江市	30,666	10,222
伊予三島市	30,449	10,150
伊予市	24,727	8,243
北条市	23,757	7,919
東予市	27,098	9,033
宇摩郡	15,825	5,275
周桑郡	19,388	6,463
越智郡	59,407	19,803

温 泉 郡	33,041	11,014
上 浮 穴 郡	13,408	4,470
伊 予 郡	51,895	17,299
喜 多 郡	25,414	8,472
西 宇 和 郡	27,730	9,244
東 宇 和 郡	31,503	10,501
北 宇 和 郡	42,346	14,116
南 宇 和 郡	23,830	7,944

